学校法人九州ルーテル学院寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人九州ルーテル学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本市中央区黒髪3丁目12番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神 をもって幼児の健全なる発達を授け、中等普通教育又は高等普通教育並び に専門教育を施すことをもって目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
 - (1) 九州ルーテル学院大学 大学院 人文学研究科 人文学部 人文学科 心理臨床学科
 - (2) ルーテル学院高等学校全日制課程
 - (3) ルーテル学院中学校
 - (4) 認定こども園ルーテル学院幼稚園

(付随事業)

第4条の2 この法人は、乳幼児の保育を行うことを目的として、児童福祉 法に従い、次に揚げる保育所を設置する。

九州ルーテル学院大学付属黒髪乳児保育園

第3章 役員及び理事会

(役員)

- 第5条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 14人又は15人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

- 3 理事長は、福音主義キリスト教会に属する教会員でなければならない。
- 4 理事長が必要と認めた場合には、常務理事を置くことができる。 常務理事は、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、 同様とする。
- 101 2023 年 3 月施行

(理事の選任)

- 第6条 理事は、次に掲げる者とし、理事会において選任する。
 - (1) 九州ルーテル学院長。ただし、福音主義キリスト教会に属する教会員で なければならない。
 - (2) 九州ルーテル学院大学長、ルーテル学院高等学校長、ルーテル学院中学校長、認定こども園ルーテル学院幼稚園長及び事務局長のうちから選任した者3人又は4人
 - (3) 日本福音ルーテル教会の教師及び信徒のうちから日本福音ルーテル教会常議員会の推薦によって選任した者5人
 - (4) 削除
 - (5) この法人の設置する学校を卒業した者であって年齢25歳以上の者で、この法人の評議員である者のうちから選任した者2人
 - (6) この法人の設置する学校に在学する学生、生徒及び園児の保護者又は、一般学識経験者で、この法人の評議員である者のうちから選任した者3人
- 2 前項第3号の理事は、就任の日において80歳未満でなければならない。
- 3 第1項第3号を除く各号の理事は、評議員、院長、学校長又は事務局長 の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 第1項第1号及び第2号に掲げる者が同項第1号又は第2号の職を兼任する場合は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、理事の数を減ずることができる。

(監事の選任)

- 第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長,校長,園長,教員その他の職員を含む。以下同じ)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、就任の日において80歳未満とし、原則として、日本福音ルーテル教会の教 師又は信徒であることとする。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、第6条第1項第1号及び第2号に該当する者を除き4年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は再選されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお その職務(理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。た だし、別途第10条に定める事項に該当する者についてはこの限りではな い。

(役員の補充)

第9条 理事又は、監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けた ときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分 の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評 議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当する に至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(院長の任務)

第12条 院長1人を理事会において選任し、この法人の部内の業務について 理事長を補佐し、この法人の設置する学校の一切の教育を中心とした校務を 総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限及び理事長、院長兼務の制限)

- 第14条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この 法人を代表しない。
- 2 理事長と院長は互いにその職務を兼務しない。

(理事長職務の代理)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ 理事会において指名された理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

- 第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、 毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会 及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは 財産又は理事の業務執行に関し不正の行為若しくは寄附行為に違反する重大 な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は
- 101 2023年3月施行

理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内 の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられな い場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附 行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合におい て、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第17条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とする。定期理事会は、毎年3月、 5月、9月及び12月に開催する。臨時理事会は、理事長が必要に応じて 招集することができる。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日 以内にこれを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議の開催の場所及 び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しな ければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理 事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 10前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 11 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の3 分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは この限りでない。
- 12 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 13 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議 決に加わることができない。
- 101 2023年3月施行

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に 出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項 及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上並びに出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。)押印し、常にこれを事務所に備えて置かねばならない。
- 3 利益相反取引に関する承諾の決議については、理事それぞれの意思を議事 録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第20条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は30人から33人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会とする。定期評議員会は、 毎年3月及び5月に開催する。臨時評議員会は、理事長が必要に応じて招 集することができる。
- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項 を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及 び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しな ければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急 を要する場合はこの限りでない。
- 8 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するとこ
- 101 2023年3月施行

ろによる。

12 議長は、前項の場合を除き、評議員として議決に加わることができない。

13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第21条 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。
- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上並びに監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。)押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(諮問事項)

- 第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ 評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 予算及び事業計画
 - (2) 事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く) 及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (4) 役員に対する報酬等(報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産 上の利益及び退職慰労金等をいう。以下同じ。)の支給の基準
 - (5) 予算外の重要なる義務の負担又は権利の放棄
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 合併
 - (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (9) 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - (10) 寄附金品の募集に関する事項
 - (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第24条 評議員は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 理事のうちから、理事の互選によって選任された者9人又は10人
 - (2) 九州ルーテル学院大学付属黒髪乳児保育園長
 - (3) この法人の設置する学校の教職員のうち、在籍2か年以上かつ定年年齢未満の者のうちから推薦された者5人から7人
 - (4) この法人の設置する中高及び短大、大学を卒業した者で、年齢25歳以上であるものから同窓会役員会の推薦による者5人
 - (5) この法人の設置する学校に在籍する学生、生徒及び園児の保護者である者のうちから、理事会によって選任された者3人

ただし、中高保護者枠にあっては、生徒卒業後も在任することができる。

- (6) 学識経験者のうちから、理事会によって選任された者7人
- 2 前項第4号から第6号の評議員は、就任の日において80歳未満でなければならない。
- 3 第1項第1号から第3号及び第5号の評議員は、その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。ただし、第3号の評議員にあっては、在任中に定年の年齢に達したときは、その後の最初の評議員会の日をもって評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第25条 前条第1項第2号から第6号の評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3分の2以上の議決により、これを解任することができる
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 役員の損害賠償責任

(責任の免除)

第27条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する 責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況など の事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校 法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低 責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができ る。

(責任限定契約)

第28条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は、これらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本 財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし財産目録 中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って 基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業 の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の 議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又 は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期 郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、寄附金及び補助金、その他の運用財産の収入金をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算,事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除き、新たに義務の負担をし、又は権利 の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上 の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還 する一時の借入金を除く)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算及び実績の報告は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員 会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

- 第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、 収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及 び住所を記載した名簿を言う。)を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準 及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由が ある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第39条 この法人は、次の各号に揚げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の許可を受けたとき、又は寄附行為変 更の届出をしたとき 寄附行為の内容
 - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の 基準

(役員の報酬)

- 第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員の地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(資産総額の変更登記)

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年 度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る ものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

- 第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 101 2023年3月施行

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、 同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受け なければならない。

(残余財産の帰属者)

- 第44条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により、この寄附行為第3条によるキリスト教主義による教育を行う次の法人に帰属する
 - (1) 日本福音ルーテル教会の後援する学校法人
 - (2) 日本福音ルーテル教会が後援する教育事業を行う公益法人

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。 ただし、第3条に掲げるキリスト教主義に基づく教育を行う趣旨を変更して はならない。第44条第1項の各号に規定する残余財産の帰属者についても 同様とする。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会においては理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

- 第47条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類 及び帳簿を常に備えて置かなければならない。
 - (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿

(広報及び公告の方法)

- 第48条 この法人は、学校法人九州ルーテル学院機関紙「九州ルーテル学院報」(以下、「機関紙」と言う)を定期に発行し、これを広報紙とする。
- 101 2023年3月施行

2 この法人の公告は、学校法人九州ルーテル学院の掲示場に掲示し、前項に 掲げる機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人 の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(寄附行為の施行日)

第50条 昭和26年2月28日文部大臣認可のこの寄附行為は昭和26年 3月5日から施行する。

附則

附則

- 1 この寄附行為は昭和26年3月5日より施行する。
- 2 この法人設立当初における役員は次の通りとする。

理事長 牧瀬雄吉

理事 平井清

理事 徳永利雄

理事 マリアン、イー、パッツ

理事 三浦豕

理事 福田令寿

理事 吉崎モトエ

監事 藤崎吉蔵

監事 潮谷総一郎

- 3 昭和27年3月28日第29条第1項変更(評議会の定例会2回を1回 に変更の件)
- 4 昭和30年2月2日第22条第2項変更(教職員推薦によるもの6名の中より理事会に於て選任された者3名を、職員会の推薦によるもの3名に変更の件)
- 5 昭和31年6月26日第18条変更(役員の任期3年を2年に変更の件)
- 6 本改正寄附行為は文部大臣の認可の日(昭和50年1月22日)から施 行する。(短期大学設置に伴う変更)
- 7 昭和62年3月23日第5条第1項変更(理事11名を11名以上12 名以内に変更)第5条第2項(「ただし、」以下を追加)、第6条第1項第1 号(「ただし、」以下を追加)、第11条第4項(定期理事会の開催回数を 年1回から2回に変更)、第15条に第2項を追加、第18条第2項(評議 員の数を23名から23名以上25名以内に変更)
- 8 本改正寄附行為は文部大臣の認可の日(平成6年4月11日)から施行する。(理事13名以上14名以内、評議員27名以上29名以内に変更) (No.93-54)
- 9 本改正寄附行為は文部大臣の認可の日(平成8年12月19日)から施行する。但し、これの発効は九州ルーテル学院大学開学年度平成9年4月1日とする。(九州ルーテル学院大学開設に伴い第4条に大学名挿入及び第5条第1項及び第6条第3号の職責理事の追加、第8条第1項の「但書」及び第3項の字句追加、第18条第2項及び第22条第2号並びに第5号の評議員定数変更、第33条の資産変更登記限度日の変更、及び第40条の公告方法の変更) (議決 No. 96-62)
- 101 2023年3月施行

第 1 編 基本規則 (101) 寄 附 行 為

10 本改正寄附行為は、これの変更を平成10年7月10日変更申請し、平成11年3月29日付文部大臣承認をもって確定とする。(平成10年4月1日付、九州女学院短期大学の廃止に伴う第2条中の短期大学名の削除及び第6条中の短期大学学長職位名の削除) (議決 No. 97-87a)

- 1 1 本改正寄附行為の改正は、文部大臣の認可(平成12年11月10日) により、平成13年4月1日から施行する。(第1、4、6、40各条の法 人名称及び学校名称の変更) (議決 No. 99-38)
- 12 平成15年5月29日変更後の寄附行為は(寄附行為第38条2項の手続きに基づき)平成16年4月1日から施行する。(九州ルーテル学院大学人文学部 心理臨床学科設置に伴い第4条に学科名挿入) (議決 No. 03-06)
- 13 平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。(私立学校法改正に伴う改正、理事及び評議員の数の変更、条文の整備、字句の修正) (議決 No. 04-47)
- 14 平成17年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18 年4月1日から施行する。(大学院人文学研究科新設に伴い第4条に挿入)
- 15 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。(区制施行に伴う 住所変更) (議決 No.11-35)
- 16 平成25年1月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。(ルーテル学院幼児園新設に伴い第4条の2を挿入) (議決 No.12-33)
- 17 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年11月24日) から施行する。(ルーテル学院幼稚園及びルーテル学院幼児園を廃止する。 第4条を変更、第4条の2を削除) (議決 No. 14-59)
- 18 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年11月24日) から施行する。(認定こども園ルーテル学院幼稚園を設置。第3条、第4 条、第6条を変更) (議決 No. 14-59)
- 19 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成28年9月7日)から施行する。(九州ルーテル学院大学付属黒髪乳児保育園を設置。役員及び評議員に関する改正) (議決 No.15-53)
- 20 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (平成 2 9 年 5 月 3 0 日) から施行する。(資産総額の変更にかかる登記期限の変更)

(議決 No. 16-71)

- 2 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成30年10月25日) から施行する。(監事の選任及び職務に関する改正、評議員の選任に関する 改正、評議員会開催回数に関する改正) (議決 No. 18-32)
- 2 2 この寄附行為は、(令和元年12月10日)から施行する。(広報及び公告の方法) (議決No.19-40)
- 23 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和2年3月16日)から施行する。(改正私立学校法に伴う寄附行為の改正) (議決 No. 19-51)
- 24 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和4年8月9日)から施行する。(ウェブ会議での理事会・評議員会への出席者も同会場にいる者として取り扱って差し支えないこと及び理事会・評議員会の議事録署名人に監事を含めること) (議決決 No. 21-22)
- 25 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和5年3月1日)から施行する。(寄附行為第24条第2項に定める2号評議員についての任期を変更) (議決決 No.21-56)
- 101 2023年3月施行